

香川県立丸亀高等学校 部活動活動方針

令和元年 7 月 1 9 日

1 部活動の意義

生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育がめざす資質・能力の育成に資するものである。本校では、「国家及び社会の有為な形成者として、知・徳・体の調和のとれた、心身共に健全な人間の育成を期する。特に、文武両道の高校生活を通じて、生徒の創造的な知性を育て、豊かな情操を養い、身体を鍛えるとともに、自主的・自律的な態度や高教の精神を培う教育を推進する。」と教育方針を掲げ、自主・自律の校風のもと、学習と部活動の両立をはかりながら、人間教育をすすめる。

2 部活動実施での活動方針

香川県教育委員会が示した「香川県部活動ガイドライン【高等学校版】」（平成 3 1 年 3 月 2 6 日）に則り、部活動を実施する。特に(1)～(4)を重点項目とし、本校の活動方針とする。

- (1) 生徒の健康状態や生活・学習状況について留意し、効果的な練習方法や活動内容の工夫等を行う。
- (2) 生徒が活動に見通しをもち、家庭生活や学習等との両立が図れるよう、活動計画を作成する。また、保護者の理解や協力を得るためにも、年度当初に部活動の活動方針・年間計画などを保護者に説明するとともに、毎月の活動計画等を配付する。
- (3) 適切な休養日等の設定
 - ① 週当たり 1 日以上 of 休養日を設けることを原則とする。なお、部の活動により、週あたり 1 日以上 of 休養日を設けることが難しい場合でも、年間を通して 5 2 日以上 of 休養日を確保することとする。
 - ② 1 日の活動時間は、原則として平日は 3 時間程度、学校の休業日は 4 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
 - ③ 生徒が十分な休養をとるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期休業中等にある程度の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (4) 部活動を通じての望ましい集団づくり
 - ① あいさつの励行、言葉づかいや返事、服装、部活動の準備や後片づけ、登下校の安全やマナー、時間厳守等、規律ある活動を通して、生徒に望ましい生活習慣と豊かな人間性を育む。
 - ② 生徒が自ら意欲をもって部活動に取り組めるよう、生徒の長所を見つけ、伸ばしていく肯定的な指導を場面に応じて適切に行っていく。
 - ③ 結果や技術の向上だけにこだわるのではなく、互いに励まし、支え合える仲間づくりを重視した指導を心がける。
 - ④ 「運動部活動での指導のガイドライン」（平成 2 5 年 5 月 文部科学省）に則り、すべての部活動において、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。